

講演 「配偶者暴力（DV）に気づく、支援につなげる—暴力を許さない私たちにできること—」

講師 藤森和美さん（武蔵野大学人間科学部教授、公認心理師、臨床心理士）

●はじめに

皆さん、こんにちは。私の専門は臨床心理学でトラウマケアの活動をしています。主に犯罪被害者の支援や子供のトラウマのケアをしているのですが、子供のケアをしていると、夫婦間暴力の問題も一緒に出てくるので、両親や保護者のケアにも携わっています。

事前に参加希望者の方が何を知りたいかを見せていただきました。配偶者暴力について非常に詳しくて支援活動をしている方や、パートナーから暴力を受けている被害者の方、かつそこから逃れる方法が分からないという方など、様々な方がいらっしゃいます。今日はまずDVとは何なのかという基本的なところを押さえて、そこから脱するためにどうしたらいいかを丁寧にお話ししていければと考えています。

●DVの気づきにつながる基本的な知識

DVには明確な定義はありませんが、日本では、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多いです。DVにはどのような形態があるかという、虐待の分類と似ているのですが、次のような分類になります。

（1）身体的暴力

平手でうつ、足でける、身体を傷つける可能性のある物でなぐる。髪をひっぱる、首をしめる、物を投げつけるなどです。体に外傷がつくのですが、悪質な場合、外から見えにくい太ももや背中を殴っていることもあります。

（2）精神的暴力

大声で怒鳴ったり恫喝^{どっかつ}することで、相手を脅かす、怖がらせることも、これも暴力だと捉えます。あとは誰のおかげで生活ができるのだと言ったり、実家や友人と付き合うのを制限したり電話や手紙を細かくチェックしたりする行動制限もあります。無視や口を利かずに無言の圧力をかけたり、人前でばかにしたり命令するような口調で言ったり、大切にしているものを壊したり捨てたりすることもあります。

生活費を渡さないなどは、経済的暴力として独立して分類されることもあります。収入を教えなくてこれだけで生活しなさいとか、事細かにレシートをチェックしてこれは必要なもので生活費として認めるが、あとは自分のものだから結婚前にしていた貯金で賄えとか、自分の実家から援助してもら

いなさいと言って、生活費を渡さないこともあります。その一方で、経済的に楽になるために働こうとすると、働くなと言ったり家にいなさいと言って仕事を辞めさせたりする。自分を支えるために働くことを禁止するのです。子供に危害を加えると言って脅すこともあります。

(3) 性的暴力

嫌がっているのに性的行為や中絶の強要、避妊に協力しないなどが性的暴力です。夫婦間の性交でも刑法 177 条の強制性交罪に当たる場合があります。スマホやインターネットで性的な画像を見せられたり、自分の性行為やヌードを撮影され外に出すぞと脅かされたりする。今若い人たちの教育では、「性的同意」という話をしています。夫婦であっても、その都度イエスと相手が自己決定して、自分の意思で性行為をするのは普通ですが、1回OKを出したからといって、その後もずっといいわけではないということです。女性には生理や生理痛があったり、男性も仕事の都合で疲れているときに、どちらか一方の性的な欲求で性行為を強要するのは、性的なDVになるということです。

●DV被害者を守るための法律

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、配偶者の暴力に関わる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。被害者が男性の場合も法律の対象となりますが、被害者の多くは女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

配偶者には婚姻の届出を出していない事実婚を含みます。男性、女性の別を問いません。離婚後（事実上離婚した場合の事情にあることを含みます）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。暴力は、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を指します。なお、保護命令に関する規定は、身体に対する暴力または生命などに対する脅迫を対象としています。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力もこの法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

暴力があったときは、警察に行くと身柄を保護してくれます。地方裁判所では、被害者だけでなく被害者の子または親族等への接近禁止命令や電話等禁止命令、加害者に対し住居からの退去を命じる退去命令も行います。被害者が逃げなければいけないと思っている方が多いのですが、加害者に出ていってもらい、住居付近に近づかないようにすることもできるのです。

●DV被害者が逃げられない理由

暴力を受けているのに別れられないということもあります。恋人同士のデートDVでも、高校生や中学生に対して「デートDVないですか」「彼氏に性的な行為を無理強いされていませんか」というようなポスターが学校の廊下や保健室に貼ってあったり、そういうことがあったらすぐ相談しなさいという教育をしています。しかし、今の若い方たちの 25~30%がデートDVを経験しています。2015 年の内閣府のデータですが、被害者の 8 割強がなかなか別れない、別れていないという調査も

あります。命からがら逃げ出して、シェルターに入って、やっとパートナーから逃げ出した人の中の20%の人がまた加害者の元に戻ってしまうというデータもあります。これはいろいろな理由が考えられるのですが、別れない理由として下記のことが挙げられます。

- ・恐怖感：被害者は、逃げてしまったら殺されるかもしれないという強い恐怖心から家を出る決心がつかないこともあります。
- ・無力感：被害者は暴力を振るわれ続け、助けてくれる人がいないために孤独な状況に陥ってしまい、何をしても無駄だという無気力状態に陥ることもあります。
- ・複雑な心理：暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ、いつか変わってくれるのではないかななどの思いから被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。加害者にもサイクルがあります。非常にご機嫌なときにはプレゼントをくれたり優しく家事を手伝ってくれたりするのですが、そのうち緊張期が来て、何か分からないけれどもぴりぴりしていて、そして暴力期があって暴力を振るい、その後「もうやらない」と言ってまた何かプレゼントをくれたりするのです。「この人は暴力さえ振るわなければ、本当に優しくて気が小さくていい人です」とおっしゃる被害者の方も少なくありません。
- ・経済的問題：夫の収入がなければ生活することが困難な場合、逃げることができないこともあります。
- ・子供の問題：子供がいる場合は、子供の安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないことがあります。2015年の内閣府の発表では、被害者の86.9%に子供がいました。
- ・失うもの：夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いてきた地域社会での人間関係など、失うものが大きいということもあります。

これらの問題が複雑に絡み合っていて被害者が身動きできないということがあるのです。

●DV被害者とその子供の傷つき

(1) 被害者の傷つき

身体的なけがでは、打撲、裂傷、骨折、捻挫、やけど、内出血、皮下出血などがあります。こういう被害があった場合は、写真を撮って病院に必ず行って治療を受けてください。診断書が後で必要になることがあると思いますので、記録を取っておくことがとても大事になってきます。調停の場面でも、そういうものが出てくることによって、信憑性が非常に高くなります。身体的暴力を「ちょっと押しただけだ」とかという加害者は少なくありません。「自分で転んでやったのでしょう」などと、いろんなことを言うので、記録を取っておくことがとても大事です。

心理的外傷では、PTSD、つまり心的外傷後ストレス障害といって、暴力で心に影響を受けることがあります。例えば、フラッシュバックがあって、夫がいないのに夫に殴られたシーンが頭に何度もよみがえったり、頭の中に何度もなじられるシーンが出てきたり、男の人を見るだけでびくっとし

てしまう、大きな声を聞くだけでフリーズしてしまう、世界が安全ではないような認知になってしまって、非常にネガティブな物の見方をしてしまうことなどがあります。逆に非常に過覚醒になって興奮しやすくなったりとか、疲れやすくなったり、今度は自分自身が子供に暴力を振るってしまったりということが出てきたりします。あとは、パニック障害、うつ状態やうつ病、アルコール依存、適応障害、不安障害など、いろんな精神的な症状を持つことがあります。

(2) 子供の傷つき

小さい頃のDVの目撃は虐待になります。加害者は「子供には何もしていません」と言うのですが、夫婦間の冷たい関係や激しい暴力で子供は傷つき、脳や体の神経発達に影響を及ぼして障害が出ます。そのことによって社会的、心理的、認知的な機能の障害が出て、社会から引きこもったり心理的に自信がなかったり、攻撃的になったり自尊心が低くなります。幼い頃からそういう経験を積み重ねていると、身体疾患にもなりやすくなり、能力がうまく発揮できないこともあります。最後に待っているのは早過ぎる死です。

逆境的な小児期体験研究（ACE研究）（1997年～1999年）というものがアメリカで行われました。ACE研究では、17,421人のデータを詳細に検討した結果、子供時代の逆境体験と医療記録の関連性が明らかになりました。18歳になる前に親か同居している大人からの日常的な罵倒や屈辱、押さえつけられたり、つかまれたり、叩かれたり、何かを投げつけられたりしていないかなど、10項目について調査し、その結果こういう経験をすると大人になったときに精神障害、物質使用障害、慢性的身体疾患のリスクが有意に増大することが分かりました。私たち精神科や臨床心理に関わる人間の中では、夫婦の不和や親の虐待が子供の精神的な成長に悪影響を及ぼすことは従来から言われていたのですが、身体的にも影響があることが、この研究で分かってきました。

日本の脳神経のドクター、友田明美先生が子供の脳を調べた結果、暴言や虐待を受けていた子供は側頭葉に問題があり、性的な虐待を受けていたら後頭葉に問題があり、厳格的な体罰を受けていた人は前頭葉に問題があるというように、脳に萎縮があることが分かってきています。

●DVに気づいた時は

DVから抜け出すときにできることとして、まずは無料の電話相談があります。メールやチャットでも相談ができます。ここに相談すると専門家が対応し、時には面談や同行支援などの直接支援もしてもらえますし、安全な居場所も提供してくれます。24時間電話対応し、言語も10か国語で対応してくれます。また、東京都には配偶者暴力被害者支援ハンドブックというのがあります。ネットやスマホでも見られますので、ぜひ御覧になってください。

被害者から相談を受けた時に最優先することは、被害者の安全の確保で被害者への二次被害を起さないように十分気をつけながら、逃げないあなたが悪いのではなく、なぜ逃げられないか、どうしたらいいかということを実情に考えます。時には支援者が恨まれてしまって、被害を受けることもあるので、支援者の安全確保も大切です。東京都は、令和4年3月に配偶者暴力対策として、新しく8

個の暴力対策についての現実的な対策を行っています。本日主催の東京ウィメンズプラザも、支援をしていますので、ぜひご利用していただければと思います。

【質疑応答】

Q 1. 病院で勤務しています。妊婦さんがDVを受けているという情報があり、状況を聞き取る際に進んで話してくれることは少なく、「叩かれたりしていますか」等、クローズドな質問をしがちになってしまいます。聞き取りをする上で相手を傷つけずに聞くことができるポイント等がありますか。

A. 私も学会で妊婦さんが殴られたところの写真をを見せていただいて衝撃を受けたのですが、そのドクターはそういうことに長けていて、「こういう支援があるよ」とか「もう逃げようよ」ということを積極的におっしゃっています。また、胎児の段階でもお母さんの恐怖心や外傷を負っていると、子供にも影響があることも含めて理解しないといけないし、いざという時、特に身体的な暴力の場合には警察を頼りにしないといけないということも、相談窓口も含めてお話ししていかないといけないと思います。

Q 2. 仕事でどんな被害を受けているかを聞く上で配慮する点を聞きたいです。例えば暴力の頻度や叩かれているのか殴られているのか、それがどんな時に起きるのかを聞かないといけない場面があります。被害を防ぐ視点で聞き取りをする際に参考にできるポイントを教えてください。

A. まず、殴られているあなたが悪いのではないということを書いてあげてください。恥ずかしいことだと思っていたり、私が悪いから殴られているかと思っているかもしれないのですが、これは暴力だし、あなたは被害者ですよ、ということを書いてください。そして、秘密は守られますよということをお話した上で、それを聞くことがどういうことにつながるかというところまで説明してあげないと、なかなか安心してお話ししてもらえないと思いますので、最初の信頼関係を持つところからかなと思います。

Q 3. 身体的な暴力はないのですが、罵倒されます。息子が似てしまったらどうしようと心配になります。義理の父がもっとひどい態度なのですが、これ以上連鎖させたくないです。

A. そのカルチャーの中で育っていらしたから、これが普通だったのだと、こうやって立派になっているのではないかというのは割とよくあるパターンなのです。子供さんには決していい影響を及ぼさなくて、そういう言葉で傷ついたり、怯えているお母さんを見ることによって、そういう言葉には力があると学習してしまうと、外でそういうことを言うことになるのです。身体的暴力がすごく重くて、精神的暴力が軽いという考え方はなさらないでほしいです。DVからの脱却を考えて、夫婦間で話し合えるものなのか、別居や離婚ということになっていくのか、自分にどのくらいの覚悟があるのかを一回考えてみてください。

Q4. 若い世代の人たちが支配者、加害者にならないように育成していくには、どのような視点が必要でしょうか。子供たちをどのように育てていけばいいでしょう。DVの被害者救済にとどまらず、加害者をなくしていく策を考えていかないと、DV被害は減らないと思います。

A. まさにそうだと思います。私は人権教育だと思っていて、例えば大学生に「性関係も積極的な同意を取りましょう、相手もOK自分もOKをちゃんと確認する関係がお互いを大事にすることだよね」ということを教えているのですが、大学生でもはっとするところがあって、「もっと早く教えてほしかった」と言われることがあります。性の関係だけではなく、相手がどう感じているかを、小さい頃から人間関係の中で学んでいくことが重要で、教育するときに大人がちゃんと教えていかないといけないと思います。

Q5. 脳は25歳ぐらいで完成すると聞いたことがありますが、大人でもDVで脳が萎縮したり異常が出ることはありますか。

A. PTSDになると、脳の萎縮が出てくるというデータもありますので、そういうことが出てくる可能性はあります。どの部位がとか、回復の度合い等はまだ分からないのです。まだまだ医学も途中で、(DVから)解放されて治療やケアを受けた場合にはある程度回復するのか、ということを考えていくべきだと思うのですが、トラウマはなかったことにはできないので、なかなかその人が受けた傷は簡単には回復しないのではないかとこのところがあります。

安全で安心できる環境を自分で作り上げていく、また周りの人もサポートしていくことが大事ななと思っています。

<参加者の皆さんへのメッセージ>

私も大学の卒業生や身近な人から相談を受けることがあります。でも、友達だったりすると、関わり方として何ができるだろうかといった時に、やっぱり難しいのです。ですから、どうぞ抱え込まないで専門的な相談の場所と個人的にやれることとこののを分けて考えてください。

先程もDV被害者が逃げられない理由をお伝えしましたが、被害者が加害者となかなか別れてくれなかったり、逃げだしてくれなかったりしても、諦めないでほしいのです。支援者のほうが、支援疲れでげっそりしてしまうこともあるのですが、被害者たちから目を離さないでいてほしいです。また、支援者側のエネルギーを枯^こ渴^{かつ}させないというのは、とても大きなテーマだと考えています。ぜひ勇気を持って一度は相談してみましよう。